

「原子力平和利用の確保」について

資料4

平成25年9月2日
文部科学省研究開発局

【前回(8月20日)資料における記載】

プルトニウムの平和利用をはじめとして、原子力利用が厳に平和の目的に限ることについて、今後とも信頼性の高い組織が、国内外に対して透明性を持って発信していくことが必要。

このためには、各事業の実施主体(省庁)から独立した、**原子力平和利用の番人**の立場として、中立的でかつ一定の権威を持った組織が必要。

【文部科学省としての考え方】

- これまでも、原子力委員会は、原子力基本法等に基づき、原子力利用が平和目的の下で進められることを担保、発信する組織として存在。原子力委員会委員長は、発足当初(昭和31年)から省庁再編(平成13年)までの間、「国務大臣をもって充てる」こととされており、科学技術庁長官がその職に就いていた。
- 毎年のIAEA総会においては、主として原子力担当の国務大臣が、政府代表として我が国が平和目的に徹した原子力利用を進めていること、核不拡散体制の強化の必要性、厳格なプルトニウム管理などについて演説を行うとともに、各国要人との対談を行ったことにより、我が国の立場を説明してきたところ。
- これら活動については、原子力関係省庁、関係機関が、全体として原子力委員会を支えることにより、国際社会への発信等の活動を支援し、原子力平和利用の担保機能が確保されていた。

(今後のあり方について)

- 国際社会に対する我が国の原子力平和利用の担保に関する発信機能(平和利用の説明責任)は、引き続き重要。
- このため、個別の事業担当省庁ではなく、国際政治、核不拡散に深い造詣を持ち、中立的で独立した権威のある組織が、プルトニウム・バランスや保障措置の実施状況等について、国内の状況をチェックし、**国際社会へ発信**していくことが必要ではないか。